

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和7年1月27日

宮澤木材産業株式会社

代表取締役 宮澤 遥 様

長野市長 荻原 健 司

令和6年12月19日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市中曾根2188番地 5 宮澤木材産業株式会社 代表取締役 宮澤 遥	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市中曾根2172番	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (破碎施設)) 産業廃棄物中間処理施設 (破碎施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず (特別管理一般廃棄物、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、刈草	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	148.736 t / 日 (稼働時間 8 時間)	
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
	木くずの破碎施設 148.736 t / 日	追加
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	浅川中曾根区、浅川大池南区の範囲 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	大池南区 令和7年2月1日(土)午後6時 長野市中曾根2188番地 5 長野森林資源利用事業協同組合 1階会議室 中曾根区 令和7年2月16日(日)午後1時30分 長野市中曾根3741番地 中曾根公会堂	

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。